

Interview

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複製（コピー）・転載・販売することを禁じます。

経験を伝える 化学物質管理の 社内体制づくりと情報収集の重要性

CiPアドバイザー 地頭園 茂 (ちとうその しげる)

※ CiP: Chemicals in Products、製品含有化学物質

化学物質管理を求められるようになった初期から、企業において化学物質管理に従事され、現在はCiPアドバイザーとして活躍されている地頭園茂さまに、CiPアドバイザーとしてセミナー等で講演いただいている思いやご経験を伺いました。

地頭園 茂

経歴:1990年頃からCiPの調査回答や工場監査などに従事し、CiP情報管理の効率化やシステム化を担当。現在はCiPアドバイザーとして、産業界における効率的なCiP情報管理の普及などを行っている。

活動歴:グリーン調達調査共通化協議会(JGSSSI)委員。アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)AIS作成技術委員・普及委員・事業企画委員・管理ガイドライン作成技術委員・ツール委員。JAMP AIS作成技術委員会委員長。chemSHERPA成形品ツールワーキング主査。アーティクルマネジメント実務者講座公認講師などを歴任。

— 本日はよろしくお願ひいたします。地頭園先生には、情報機構のセミナーやe-ラーニングなどで、化学物質管理にかかわる講師を務めていただいております。もしよろしければ、どのような思いで講師を務めていらっしゃるか、伺えますでしょうか。

地頭園 企業の化学物質管理というのは、「ひとりでできないということを感じてほしい」、「はやくひとりの仕事からチームの仕事にしていくことができるようにお手伝いしたい」という思いで講師を務めてい

ます。ここでいう「チーム」とは、化学物質管理を行う部署の複数名でということではなく、製造や調達・営業など製品にかかわる社内のすべての部署を指しています。化学物質管理は企業(事業部)全体で行うことが必須です。

ただ、化学物質管理に関する考え方は、企業や人、それぞれで異なっていると感じており、「企業の数だけ、化学物質管理はある」と言えます。社内での理解の有無、お客さんからの要求の強弱など本当に様々だから

です。さらに、やはりサラリーマンですから、会社の意向に沿った業務の進め方になってしまうのも仕方ないと思いますので、化学物質管理の体制づくり、化学物質管理のやり方・進め方の正解は1つではありません。そのために、「チームでやりましょう」という言葉の受取り方も様々であると思います。どんな表現が受講者の方に響くのかを、試行錯誤しながら講演しています。特に、会場に足を運んでいただくセミナーでは、受講者の方の反応を見たり、その場で寄せられた質問やお困りごとを聞いて一緒に解決法を考えたりすることを大切に、受講者の方に満足いただけるよう心掛けています。先日のセミナーでは、講義後に複数の受講者さんと講師のわたしで意見交換をする流れになりました。受講者さんの質問に、他の受講者さんが自社の経験を言える範囲で話してくれて、このようなセミナーができると講師冥利に尽きますね。

—— 続いて、先生のご経験をお伺いしたいのですが、「チームで化学物質管理を行う」ために、まず初めにどんなことから始められたのでしょうか。

地頭園 化学物質管理を求められるようになった初期のころは、わたしもひとりで化学物質管理の業務をしていた時期がありました。しかし、それでは社内での理解が得られておらず円滑に進まないと感じていたとき、大手の企業の規制違反が発覚してしまい、その企業から社長名ですべてのサプライヤーへ不使用証明書の提出が求められたことで、弊社の社長から直接、対応を検討するように命を受けました。そこでまずは、調達・製造・営業・品質保証など、わたしの担当していた事業部の製品にかかわるすべての部署の代表の方に集まってもらい、化学物質管理に対応するための委員会を立ち上げました。その委員会で、「この製品には、お客さんから、RoHS指令への対応に加えて、ハロゲンフリーの対応が求められています。これらに対応するためには、各部署でこのようなことが必要になります」というたたき台を提示し、協力を求め、進捗管理もこの委員会で行いました。もちろん、各部署に

対応をお願いするだけでなく、わたしとしても、「足りない情報があれば、いろんな方法を駆使し必要な情報収集を行う」、「もしサプライヤーさんへの説明が必要となれば、一緒に説明に同行する」と伝えました。委員会の運営に当たっては、明るく楽しい雰囲気を作ることも意識し、誰からも非難されないという心理的安心感を持たせて、ざっくばらんに意見を言い合えるような委員会にしたいと思いながら、運用していました。そうすることで、自部署で懸念しているポイントが委員会内で共有され、解決アイデアは他の部署の委員さんから提案されるようになりました。例えば、調達部門で「すべてのサプライヤーさんへの調査は難しい」という反応があったと話に上がれば、「それなら、まずは取引量や取引額の大きい3社に絞って、サプライヤーさんへの調査お願いをしてみよう」といった策が出てきました。この委員会を1年も続けると、事業部内での化学物質管理の理解は大変深まり、各部署においても法令遵守やお客さん要求の対応へのノウハウもたまっていきました。

化学物質管理は重要ですぐ対応すべき事案であると、社長の理解が早かったため、多くの部署を巻き込んだ委員会をすぐに立ち上げることができました。そして、委員会の活動を通して事業部全体で化学物質管理の理解が深まったので、理想的に化学物質管理は進んでいきました。

—— 各部署の代表を集めた委員会を立ち上げるには、トップ層の理解が必要だと考えられますが、トップ層へのアプローチから必要な場合には、どのようにアプローチされますか。

地頭園 わたしの場合は、ラッキーでタイミングよく社長の理解を得ることができましたが、もし今、同じような委員会を立ち上げるなら、自社製品で化学物質管理を対応しなかった(お客さんからの要求を満たせない)場合の、今後の事業計画や製品の売り上げへの影響をわかりやすくまとめて、社長に説明します。各

社さんによって、トップ層が重要視するポイントも異なると思いますので、そのポイントに響くようなビジネス資料を作成して、理解を得ることが必要だと思います。

—— 最近では、情報収集をテーマにセミナーでお話をいただいています。化学物質管理における情報収集の重要性はどのように考えていらっしゃいますか。

地頭園 化学物質管理体制を構築する際、化学物質管理にかかわる情報収集を行う担当者は必ず必要になります。「この化学物質がSVHCに追加されました」、「今後規制の対象とすることが検討される物質はこのようなものがあります」などの情報を、化学物質管理部門だけでなく、設計・製造・調達・品証などの部署に伝えることが、自社製品への影響や対応を考える初動の1つとなると考えています。この情報収集の役割を誰にするのかという点は、各社さんのお考えがあり、化学物質管理担当者が情報収集のすべてを担うこともあれば、社外のコンサルタントへお願いすることもあります。ただ、やはり化学物質管理担当者の方が、情報収集をすべて行う企業が多いと思いますので、セミナーでは、情報をどのように収集するのか、収集した情報をどのように整理・管理するのか、更新するのかなど、自分の経験をお伝えしています。

—— 社外のコンサルタントに依頼することも1つの手であるとお話ですが、コンサルタントの方との関わりについてのアドバイスはございますか。

地頭園 何が知りたいのか、何に困っているのか、どこを手助けしてほしいのかを絞ったうえで、コンサルタントの方にアドバイスをもらうことがよいと思います。化学物質管理だけでなく、すべての分野にかかわることですが、自社の目指すビジョンや目標などを明確にコンサルタントの方に伝えることで、プロからよりよいアドバイスや情報提供をしていただけます。

さらに、自社のことは自社の人のほうがわかっているのが当然ですので、自分たちが今かかわっていない情報を提供してもらい、自分たちの製品以外の業界の情報や販売していない地域での世の中の動きなどを教えてもらうというお付き合いの仕方をしていました。

—— チームで化学物質管理を行うためには、情報の共有も大切だと思います。化学物質管理に関連する情報は、社内でどのように共有されていましたか。

地頭園 社内での情報共有の鉄則は、「情報は、人に集めるのではなく、場所に集めること」であると考えています。すでに実践されている方もいらっしゃると思いますが、化学物質管理業務におけるお客さんやサプライヤーさんとのやり取りはすべて共有アドレスを使用して行います。そうすることで、共有アドレスを使用できる関係者は、お客さんからの要求やサプライヤーさんからの回答状況をすべて把握することができます。もし担当していた方が急に変わったとしても、これまでの経緯ややり取りをさかのぼって、状況を理解することができ、「誰かがいなくなったので、以前の状況が誰もわからない」といった状況を防ぐことができます。

さらに、化学物質規制の改正情報や施行情報のURL等はパワーポイントにまとめ、イントラネットに掲示し、社員であれば、いつでも・誰でもアクセスして確認できるように保管していました。見たい人は誰でも見られるようにしておくことが、まずは大切です。これは、多くの部署が協力してこそ化学物質管理が行えるため、化学物質管理を行う部署だけでなく、会社全体に公開していました。

—— 特に法規制情報は目まぐるしく変わっていますが、内容更新はどんなタイミングでされていたのでしょうか。

特集 1 (前編)

ISO 9001 の改訂のポイント解説

～改訂の考えから、主要な改訂点、企業の留意点まで～

(株)テクノファ 代表取締役

ISO/TC 176/SC 2/WG 29(ISO 9001 改訂)エキスパート

須田 晋介 (すだ しんすけ)

ISO 9001 の改訂プロジェクトは、ISO/TC 176/SC 2/WG 29のもと、2023年11月から開始された。現在(原稿執筆時点)は、2025年6月に発行されたDIS 9001に寄せられたコメントへの対応をWG29で行っている段階である。改訂版ISO 9001は、2026年9月に発行される予定である。

1. スケジュール

以下が、改訂プロジェクト開始時から現時点での改訂スケジュールである。

2023年 11月:New project approved

12月:WD 9001(作業原案)発行

2024年 4月:CD 9001(委員会原案)発行

2025年 1月:CD 9001.2 発行

6月:DIS 9001(照会原案)発行

(以下、予定)

2026年 4月:FDIS 9001(最終国際規格案)発行

9月:ISO 9001:2026(国際規格)発行

12月:JIS Q 9001:2026 発行

本記事では、今回の改訂版の設計図とも言える「ISO 9001:2015のための設計仕様書(Design specification for the revision of ISO 9001:2015)」、そしてその設計仕様書に基づき、DIS段階において検討されている次期ISO 9001の改訂ポイントを紹介する。

2. ISO 9001:2015のための設計仕様書

ISO 9001では、規格改訂時に設計仕様書を作成している。これは、改訂方針や改訂に当たっての具体的な仕様を定めた文書である。

今回の設計仕様書では、規格の目的、タイトル、構成、プロセスアプローチの採用など、規格の根幹に関わる事項については変更しないこととされた。その一方で、改訂に当たってのインプットとなる複数の事項が挙げられている。

その中で特に重要となるのが、「附属書SL/ハーモナイズドストラクチャー(HS)」、「品質における新たなトレンド」、及び「リスク及び機会」の三つである。

また、今回の設計仕様書には、「Effort/Benefit分析」によるマトリックス評価を、規格への変更提案に対して適用することが定められている。これは、変更案について、「変更により組織が受ける負担」、「変更により組織が得られる利益」、「変更が設計仕様書に示されたインプット事項への程度対処しているか」をそれぞれ三段階で評価し、それらの評価レベルを乗じた合計スコアによって、変更案の採用・不採用、またはさらなる検討が必要かどうかを決定するものである。

このようなマトリックス評価が設定されている意図は、変更を抑制する点にあり、今回の改訂が大幅な改訂を意図していないことを示している。なお、現行の2015年版改訂時の設計仕様書には、このようなマトリックス評価は設定されていなかった。

3. 附属書SL/調和構造 (HS:Harmonized structure)

附属書SLとは、ISO/IEC規格を開発する際に従う規定である「ISO/IEC専門業務用指針 第1部 統合版ISO補足指針 — ISO専用手順」に含まれる附属書の一つであり、マネジメントシステム規格(MSS:Management system standards)を作成する際に従うルールが規定されている。

また、その中のAppendix 2(Harmonized structure for MSS with guidance for use)には、MSS共通のひな型が示されており、これをHSと呼んでいる。

設計仕様書では、このHSを改訂するISO 9001に適用することが求められている。現行の2015年版ISO 9001でもHSは適用されているが、HS自体も2015年版発行時から改訂されており、その変更点が今回の改訂に反映されることになる。主な変更点を以下に示す。

- 文書化した情報 documented information

文書や記録を要求する際の現行版のISO 9001における「文書化した情報を保持(retain)/維持(maintain)しなければならない」という表記は、「文書化した情報

は利用可能(be available)でなければならない」という表記に変更される。また、記録要求を意図する場合には、「as evidence(証拠として)」が付記される。

- 箇条3(用語の定義)

用語の定義を掲載する箇条3には、附属書SLで定義されている以下の20の用語が反映される。

組織	リスク	有効性
利害関係者	プロセス	要求事項
トップマネジメント	力量	適合
マネジメントシステム	文書化した情報	不適合
方針	パフォーマンス	是正処置
目標	継続的改善	監査
測定	監視	

さらに、ISO 9001固有な用語として、以下の用語の定義も反映される。

- 品質マネジメントシステム
- 品質方針
- 品質目標

その他のISO 9001固有の用語(例:品質、顧客満足、製品、サービス、設計・開発など)については、従来どおりISO 9000を参照する必要がある。

- 9.3.2(マネジメントレビューへのインプット)

マネジメントシステムへのインプットのc項として、「QMSに関連する利害関係者のニーズ及び期待への変更」が追加された。

- 10.1と10.3の入れ替え

改訂版では、現行版の10.3(継続的改善)が10.1へ移動し、現行版の10.1(一般)は、改訂版の10.1(継続的改善)の中に組み込まれた。すなわち、改訂版では箇条10は、10.1(継続的改善)と10.2(不適合及び是

特集 1 (後編)

ISO 14001 の改訂のポイント解説

～改訂の考えから、主要な改訂点、企業の留意点まで～

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 産業創発部 上席主任研究員
ISO/TC 207/SC 1 関連日本代表エキスパート
奥野 麻衣子 (おくの まいこ)

環境マネジメントシステム規格 ISO 14001 は、2015 年の大改訂から 10 年がたち、2026 年 4 月に新版として改訂発行される予定である。現在、最終国際規格案(FDIS)が 2026 年 1 月から 3 月にかけて国際投票中であり、この後は編集上の軽微な修正のみを施して発行の準備が進められる。本稿では、今改訂の背景・経緯や考え方、FDISの主な改訂ポイント、企業にとっての留意点などを解説する。

1. 今改訂の背景・経緯

2023 年春、ISO/TC 207/SC1 は ISO14001:2015 の追補(amendment: amd)を承認した。追補とは、「部分的な改訂」である。今改訂の目的は、「要求事項の背後にある意図を明確にし、追加ガイダンスを提供すること」である。新しい要求事項を追加することなく、現在の要求事項を言い換えたり、注釈を追加したりして、要求事項をより明確にすることが作業部会の任務

とされた。このように部分的な改訂として出発した背景には、ちょうどコロナ禍の中、ISO 14001 の継続的改善や次期改訂検討に係る各種活動が進められたという事情がある。

2022 年 1 月の TC207/SC1 総会において、ISO 14001 の次期改訂のあり方を検討するアドホックグループ(AHG 4)が設置された。AHG 4 では、① ISO 14001:2015 発行以降の附属書 SL 共通テキスト^{*1}の改訂、② 2020 年のシステムティックレビュー中に提出されたコメント、③ 2022 年の EMS の将来課題レポート、④ 2021 年の ISO 14001 継続的改善調査(ユーザーサーベイ)、⑤ ISO 9001、ISO 45001、ISO 50001 の改訂に関する取り組みの内容を合わせて、ISO 14001/14004 の規格本体やその実装をどう改善するかについて、方向性を検討することとされた。その結果をもって、2022 年 12 月の SC1 総会で次期改訂の是非を検討することになった。

*1 正確には、マネジメントシステム規格を調和させる構造(共通の箇条番号、箇条タイトル、テキスト並びに共通用語及び中核となる定義)と言い、ここでは「調和させる構造(Harmonised Structure)」を略して HS とする。

オンラインでの困難な議論の結果、2022年12月にAHG4は勧告を提出した。世界中がコロナ禍からの経済復興の途上にあつたことの影響は否めないと考えられる。気候変動・脱炭素化が経営課題や政策の重要トピックになり、経営戦略におけるESG(環境、社会、ガバナンス)要素の考慮が企業に強く求められるようになる中、AHG4メンバーの意見は野心的な改訂を必要とする声と、ダメージから回復する中で2015年版要求事項のいっそうの定着を重視する声とで分かれた。改訂という長い時間のかかる作業よりも、ウェブサイト等での速やかな補足情報の提供が理解促進により重要であるとの意見もあったが、一方でそうした資料は国際的な合意の埒外であることや、翻訳の問題もあった。AHG4はコンセンサスを取れず、大改訂はしない(不要である)ことを提言した。いわく、上記①～⑤の調査で指摘される諸問題は、既存のISO14001要求事項でカバーされており、ISO14001の新しい要求事項の開発を支持するものではない。ただし、既存の要求事項の意図をより深く理解するための対応は必要である。これは、14004の追加実施ガイダンス、附属書Aの明確化、または14001の現在の要求事項の文言の改訂、または補足情報資料の提供によって対応が可能である。

こうして、SC1での各国投票が2023年2月まで行われた結果、附属書SLの変更を導入し、附属書Aに追加のガイダンスを提供し、ISO14001の既存の要求事項の意図を明確にするために特定のテキストを言い換える「追補」案を作成することに決定した。他方で、ISO14004の今後の方向性については明確な合意が得られず、判断は延期となった。

2. 今改訂の範囲と主なテーマ

2023年8月、WG15(14001追補改訂作業部会)が設置され、プロジェクト期間を2025年10月までの24カ月間と予定して、9月から作業を開始した。改訂の範囲(Scope)は、以下に限定された。

- ✓ 適用可能な場合、附属書SLの内容を組み込む(整合性の観点から必須の要件)。
- ✓ AHG4勧告の主要トピックに関連する要求事項を以下の方法で明確化。
 - 附属書Aのガイダンス強化。
 - 必要に応じ、新しい要求事項を追加することなく、現在の要求事項を言い換え/注釈追加/その他の方法にて、要求事項をより明確にする。

また、改訂の主なテーマは以下の通りである。前述の通り、主にユーザーサーベイと将来課題検討から出てきたもので、特に、規格ユーザーが分かりづらいとした箇所の明確化に力点が置かれた。なお、ユーザーサーベイは回答者の58%が欧州、次いで中南米16%、北米12%、アジア9%であり、日本からの回答はほぼなかった。

- ✓ 戦略、事業プロセス、及び統合マネジメントシステムのアプローチの整合
- ✓ 状況の理解、リスクと機会、及びその他の箇条とのリンケージ
- ✓ ライフサイクルの視点
- ✓ ISO14002シリーズのガイダンス開発に伴う技術的なトピックの強調(水、気候、廃棄物・サーキュラーエコノミー等)
- ✓ 外部レポート
- ✓ 従業員エンゲージメントと環境への責任を重んじる組織文化
- ✓ 外部委託したプロセスとサプライチェーン

加えて、附属書SLにおける変更点を組み込む必要があった。主に以下の点である。附属書SL由来の変更に関しては、ISO14001の改訂範囲の定めにかかわらず、新しい要求事項となるものがある。ただし、それらの内容は既に2015年版にも本質的に内在しており、適切な解釈で運用され維持されていれば、さほど新たな対応を迫られるようなものではない。

特集2

ベトナム化学品法の最新動向 ～ 2026年1月の下位法令施行を受けて～

日本ケミカルデータベース(株)
グローバル・コンテンツ&サービス部 シニアスペシャリスト
鈴木 亨 (すずき とおる)

はじめに

2025年7月25日、ベトナム国会は、改正化学品法69/2025/QH15を官報公示した¹⁾。本改正法は一部の規定を除き、2026年1月1日に発効している。

改正化学品法の施行に伴い、2026年1月17日には、以下の重要な政府政令および商工省通達が一斉に公布・施行された。

政府政令

- 24/2026/ND-CP 化学品法の規制対象となる化学物質リストを規定
- 25/2026/ND-CP 化学品法の一部条項の施行に関する詳細規定、および化学工業の発展ならびに化学物質の安全・セキュリティに関する実施措置
- 26/2026/ND-CP 製品・商品に含まれる化学物質および危険化学物質の管理に関する化学品法の一部条項の詳細規程および実施ガイドライン

これら3つの政令は、旧政令113/2017/ND-CPおよび82/2022/ND-CPを分割して置き換えたものである。

商工省通達

- 01/2026/TT-BCT 化学品法および政令26/2026/ND-CPの施行細則および施行ガイドライン
- 02/2026/TT-BCT 化学品法および政令25/2026/ND-CPの施行措置に関する規定

これら2つの通達は、旧通達32/2017/TT-BCTおよび17/2022/TT-BCTを分割して置き換えたものである。

その他の政令

2026年1月19日には、以下の政令も公布・施行された。

- 28/2026/ND-CP 麻薬およびその前駆体のリスト規定

この政令は、旧政令 57/2022/ND-CP および 90/2024/ND-CP を置き換えたものである。

これらの政令・通達の施行により、化学物質の分類、ライセンス、安全管理、事故対応に関する詳細なルールが確定した。本稿では、改正化学品法に基づいて策定された政府政令および商工省通達について概説する。

1. 政府政令 24/2026/ND-CP 化学物質リスト²⁾

本政令は、化学産業の発展、化学品関連活動、化学物質の安全・セキュリティに関連する化学物質リストを規定するものである。旧政令の附属書に含まれていた「条件付き化学物質リスト」「制限化学物質(現・特別管理化学物質)リスト」などを引き継ぎつつ再編した。

附属書の構成

附属書は以下の4種類で構成される。

- 附属書I: 重点化学産業分野における基礎化学物質リスト(39物質)
- 附属書II: 条件付き化学物質リスト(786物質)
- 附属書III: 特別管理化学物質リスト(241物質群)
- 附属書IV: 化学事故防止および対応計画の策定が義務付けられている化学物質リスト(292物質)

行政側の責務

行政機関の責務として、各省庁は毎年6月30日までに、担当分野の化学物質リストをレビューし、必要に応じて商工省に見直しを提案する義務がある。

2. 政府政令 25/2026/ND-CP 化学工業の発展・安全・セキュリティ³⁾

本政令は、化学品法の施行に関する詳細規定および実施措置を定めるものであり、主に以下の事項を規定している。

- 国家管理の責任分担
- 化学産業発展戦略
- 化学プロジェクトの規制
- 専門コンサルタント制度
- 化学事故の予防と対応

2.1 化学産業発展戦略

2.1.1 戦略の内容

化学産業発展戦略には、以下の内容が含まれる。

- 自然条件・現状分析
- 国内外の動向予測
- 発展目標および方向性
- 優先分野の設定
- 化学工業団地の方向性
- 実施体制、資源、監視方法

2.1.2 戦略の策定

- 商工省が主導し、関係機関の意見聴取を行う
- 国家機密を除き、戦略案は15営業日以上公開し意見募集を実施
- 戦略的環境評価を行い、報告書に統合する

2.1.3 審査・承認

- 審査は評議会方式で行い、2/3以上の賛成で首相への提出が可能
- 承認申請書類には、戦略案、環境評価、意見集約結果、審査結果などを含む

2.1.4 公表

- 承認後、政府官房と商工省が電子ポータルで公表する

2.1.5 実施

- 商工省が行動計画を策定
- 各省庁・地方政府は戦略に基づき計画へ反映
- 化学プロジェクト情報は毎年データベースを更新

～ 各社の化学物質管理 ～

第 105 回

より安全で持続可能な社会に向けた
花王の GFC 推進活動第 2 部：製造現場における改正安衛法に
かかわる取り組み

GFC: Global Framework on Chemicals (化学物質に関するグローバル枠組み)

花王株式会社 製造統括センター 基幹技術部 品質基幹技術
田原 寿夫 (たはら としお)はじめに：強まる法規制と、
高止まりする災害件数

厚生労働省の調査(2012年～2024年、図表1、図表2)によると、2016年および2022年に労働安全衛生法(安衛法)が改正され、化学物質のリスク管理が強化されているが、災害件数の顕著な減少は数値として表れていない状況にある。さらに、調査期間(2012年～2024年)全体の傾向として見ると、若干の波はあるものの災害はわずかに増加傾向に見える。

一方で世界に目を転じると、近年世界で発生した有害物質との接触による重大事故事例は、主に製造業の現場での不適切な物質管理が原因で発生している。特に、急性の毒性による死亡・負傷をもたらす事故、および環境への大規模な汚染事故が目立つ。

以下、図表3に、近年の主要な事故事例を示す。

月刊

化学物質 管理

Vol.10
2025.8～2026.7

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読：12冊)
ISSN：2424-1180

- ★「冊子版のみ」の他に「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態もご準備しております。
- ★月1回のメールマガジン配信中！
化学物質管理に関する情報をお届けします！
- ★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質／環境規制担当者、RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、その他実務担当者

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握／対応するのに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

充実の ラインナップ

本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構